

第1日

平成25年2月26日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより、平成25年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から3月21日までの24日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番堀尾俊浩議員

4番今福勝義議員

を指名いたします。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成25年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる平成25年度の当初予算をはじめ、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。

したがって、その冒頭で私の平成25年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、多くの市民の皆様から御支援をいただき、第2代朝倉市長として市政を担当させていただいております。この間、「親と子と孫が一緒に暮らせる朝倉市」を目指して、市民の皆様に対するお約束を一つ一つ確実に実行してまいりました。平成25年度当初予算は、市長就任4年目総仕上げとなる重要な時期の予算です。私に寄せられた期待と責任の重さを肝に銘じ、市民に信頼される市政の推進に努めてまいります。

世界情勢は、アルジェリア人質事件、北朝鮮の核実験など私たちの生命・安全・世界の

平和を脅かす許しがたい状況が発生しており、看過できない状況であります。世界を震撼させた欧州経済危機は、欧州中央銀行の資金調達支援などの安全対策により、株式市場においては、徐々に改善の兆しを見せています。

また、懸念されていたアメリカの財政の崖についても、今回は回避され、今後海外経済の状況は改善することが期待されるものの、依然としてその不確実性は高く、我が国の経済を下押しするリスクとなっています。

国内においては、東日本大震災、九州北部豪雨等の災害から早期に復興を果たし、長引くデフレ状態から脱却するために、雇用と所得の拡大、経済の成長を確実に図っていくことが必要であります。

政府は、日本経済再生に向けての大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体として実行していくとの方針を示しました。

大型補正予算、新年度予算を一体として捉え、いわゆる15箇月予算として編成し、切れ目のない経済対策を実行するとしています。

市としても時期を失することがないように、的確に対応していかなくてはなりません。内閣府は、1月の月例経済報告で、「景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しも見られる。先行きについては、当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復に向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。」と基調判断を上方修正いたしました。

政府及び日本銀行が掲げる、前年比2%の消費者物価上昇率目標の達成に向けた、日本の経済再生の取り組みに期待するところであります。

政府は、一般会計総額としては、7年ぶりに減額となる予算案を決定しました。国債利払い費を除く政策的経費を抑制し、新規の国債発行額も税収が上回る額としたことにより、財政再建に取り組む姿勢が示されたものと受け取れます。

しかしながら、地方自治体の固有の財源である地方交付税が国家予算の財源捻出のために一方的に削減されたことは、地方分権の根幹にかかわる問題であり、地方自治体の自主性を阻害するものだと捉えています。

今後、社会保障分野などの市の経費増大に対し、国による確実な財政措置がなされ、安定的な地方財源の確保がなされることが望まれます。

朝倉市の財政状況につきましては、平成23年度の普通会計の決算状況は、実質単年度収支において4億1,600万円余の黒字となっているものの、その要因は、合併による地方交付税の優遇措置等による一時的歳入増によるものであります。今後とも、事務事業の見直し、組織機構改革を始めとした行財政改革を進め歳出の削減を図るとともに、税を中心とした財政収入の確保を図り、さらに効率的な行財政運営を進めることが必要です。

今回の当初予算編成におきましては、6つの柱からなる重要施策を掲げ、朝倉市の発展と市民福祉向上のため、市政の積極的な推進を図ることとしています。

重点施策の体系に従い、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

重点施策の第1の柱は、「安全で安心して暮らせる朝倉づくり」であります。東日本大震災、昨年の九州北部豪雨等災害の発生後、市民の災害に対する危機管理意識は高まっており、安全で安心して暮らせる地域づくりが強く求められています。

そうした中、自主防災組織の強化を図るためのリーダー育成研修のほか、高齢者、障がい者等災害時に特に援護が必要な方に対する避難支援計画の策定をコミュニティ単位で全市的に本格的に取り組むことといたしました。

平成23年度から実施している自主防災マップの作成については、さらに5地区で取り組むことといたしました。生活基盤につきましては、道路、下水道等の整備、市営松の木団地の建替え等のこれまでの取り組みに加え、新たに倒壊のおそれがある空家等に対する行政代執行を含む安全確保策の具体化に向けた検討、市内全域にわたる土砂災害危険箇所の調査、住宅等建物の耐震改修促進計画の策定を行うことといたしました。

情報社会において、市民生活、企業進出の基盤環境となる光通信基盤の整備については、平成26年早期に市内全域でのサービスが開始できるよう、引き続きその進捗を図ってまいります。

重点施策の第2の柱は、「産業が振興し働く場がある朝倉づくり」であります。雇用は、市民の生活にとってもっとも重要な基盤であります。雇用・景気対策を進め「親と子と孫が一緒に暮らす朝倉市」を形づくっていくための取り組みを引き続き確実に行ってまいります。

雇用情勢は、きわめて厳しい状況が続いています。産業振興を図り地域に働く場を創出することは、非常に重要です。平成23年度から、産業政策マネージャーを配置することにより、企業誘致の実績を上げ、約200名の新規雇用を市内に創出いたしました。今後とも、雇用の受け皿拡大を推進してまいります。

また、一人でも多くの雇用がなされるよう、市内の事業主に対する直接的働きかけを引き続き実施するとともに、緊急雇用対策にもしっかりと取り組んでまいります。懸命の努力で雇用を担う中小企業に対しましては、一昨年度拡大した融資限度枠を引き続き確保するとともに、資金調達が容易となるよう、償還期間を延長することといたしました。

農林業につきましては、園芸農業の生産基盤の強化・拡大を図るため、新たな補助を実施することといたしました。また、柿産地としての地域活力を強化するために、新品種「秋王」の苗導入に対する補助を行い、一次産品需要の拡大を図ってまいります。引き続き実施する特産品開発支援、新規就農者、後継者の育成確保、耕作放棄地対策などとあわせて、希望の持てる強い農林業づくりを進めてまいります。

観光につきましては、平成24年度に、景観はもとより、歴史・文化を含めた朝倉の宝の

発掘を行いました。平成25年度は、宝の活用方策案を、市内外から広く募集し、「朝倉宝さがしコンテスト」を交流人口の増加につなげてまいります。

また、大学との連携による「朝倉の宝観光振興事業」については、テレビ放送を活用した朝倉市の観光支援、特産品などの発信に続き、新たに原鶴地区について、大学による現地調査を踏まえた課題分析、振興策の提言を受けることといたしました。継続して学官連携を図り、福岡都市圏からの交流人口の増加につなげたいと考えています。

新秋月郷土館については、市への所蔵品の引き継ぎ及び管理を確実にを行い、基本計画策定後の事業進捗を図ってまいります。

朝倉の地は、小倉百人一首の筆頭歌が詠まれたところだと言われています。木の丸公園のもみじ植栽による山田堰周辺整備に取り組むとともに、引き続き九州全域からの参加による百人一首競技大会を開催し、歴史的資源の活用による地域振興を図ってまいります。

新プラン21計画に基づき進めています中心市街地整備につきましては、平成25年度から第2期事業に入ります。第1期事業の成果を検証し、その進捗を図るとともに、商店街、商工会議所などが行う、プレミアムつき地域振興券の発行に対する助成を引き続き実施し、消費の喚起と地域経済の活性化を図ってまいります。

重点施策の第3の柱は、「子供がのびのび育つ朝倉づくり」であります。医療費については、就学前児童の無料化、小学校6年までの入院費助成を行うことにより、県南地区では最も充実した子供医療制度を構築いたしました。

多くの民様にしっかりと活用していただけるよう制度の周知を図るとともに、各種予防接種、妊婦健診、ファミリーサポートセンター事業などに引き続き取り組むことにより、若い世代が住みたくなる、健やかに子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

また、結婚を希望する男女、これから家庭を築く若者の出会いを支援し、多くの方に市内に住んでいただけるよう、「縁結び事業」に引き続き取り組んでまいります。

次代を担う子供たちは、みんなの宝です。学校耐震化の計画的な推進、プール及び給食センターの改築等教育環境の整備、小中一貫教育の検討、全小中学校での五色百人一首活動、臨床心理士等の配置による、教育相談体制の充実等に引き続き取り組むことにより、ふるさとに誇りを持てる教育の充実に努めてまいります。

重点施策の第4の柱は、「暮らしやすく長生きが楽しい朝倉づくり」であります。

高齢者の8割以上は、元気であるとされています。高齢者がはつらつと活躍できる社会は、地域を活力あるものとしていくために重要です。2年目となる、協働提案公募事業に対し、高齢者の皆様からも多くの提案をいただけるよう制度の周知を図る等、高齢者がその経験・知識・能力を生かして活躍できる社会づくりを進めてまいります。

介護が必要な高齢者に対しましては、緊急通報システムを民間事業者によるコールセンター方式に移行することにより、新たに安否確認、家族、警察、病院等の関係者への連絡等を行えるものといたしました。

また、障害のある方に優しいバリアフリー化を進めるために、市役所本庁舎に音声案内を設置することといたしました。

重点施策の第5の柱は、「環境を大事にし快適に生活できる朝倉づくり」であります。再生可能エネルギーにつきましては、河川及び太陽光について設備導入可能性調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ、まずは太陽光について「三連水車の里あさくら」に発電設備の導入を図ってまいります。

また、今後のエネルギー政策の進展を図るために、新たに環境センター敷地内に太陽光発電施設の公募を実施してまいります。

小石原川ダム建設事業については、事業継続が決定いたしました。市役所内の組織体制を強化し、確実に事業を遂行してまいります。筑後川水系ダム群連携事業につきましては、関係地方公共団体からなる、検証の場が設置されています。地元の皆様の御意見をしっかりと集結させ、朝倉市としてのその必然性を訴えてまいります。

重点施策の第6の柱は、「市民・企業・行政が協働する朝倉づくり」であります。

多様な行政課題を解決するためには、NPOやボランティア団体、企業そして市民の皆様と協働して取り組むことが重要です。新たに「ふるさと課」を設置し、協働の取り組みをより実効性が高いものにしてまいります。地域コミュニティの活動支援、公共交通の推進、高校生による政策提言、NPO、ボランティア等からの協働提案公募などを引き続き実施し、市民の皆様と一緒に朝倉市を暮らしやすいふるさとにしてまいります。

朝倉農業高等学校跡地の活用につきましては、さまざまな立場の皆様からご意見をいただき、調査を図りながら検討を進めているところです。周辺道路の整備や必要なことなら取り組み、その進捗を図ってまいります。

男女の力がともに発揮できる社会づくりにつきましては、市職員の女性管理職の比率を向上させる等、足元の取り組みを行ってまいりました。社会のあらゆる分野において、「朝倉市男女共同参画のまちづくり条例」の経営理念がさらに意識されるよう、第2次朝倉市男女共同参画推進計画に基づき、取り組みを進めてまいります。

行財政改革につきましては、職員の出張時に支給されている雑費の見直しを行い、実態にあった実費支給制度とし、経費の削減を図ることといたしました。

窓口業務については、1カ所で手続きが済む、いわゆるワンストップ化を実施していますが、さらに、下水道窓口業務を民間委託することといたしました。単なる経費の抑制ではなく、市民の皆様に対するサービス向上となるように進めてまいります。

これまで、制度検討を行ってきた行政評価につきましては、外部評価を含めた形で実施してまいります。その結果を参考に、事務事業の見直しを的確に行い、歳入見込みが困難な中ではありますが、中長期的視点に立ち健全な行財政運営を図ってまいります。

納税者である市民の皆様にとって、税の徴収は公平、確実になされてなければなりません。福岡県内で、低位にある市税の徴収率向上を図り、皆様にお約束した固定資産税率の

0.05%引き下げを実施することといたしました。市民の皆様の税負担の軽減だけにとどまらず、地域経済に活力を生み出す一助になるものと考えています。

以上、平成25年度の施政方針について申し上げましたが、私は、積極果敢に率先して課題に挑戦し、市民の皆様、そしてその代表である市議会の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願いして、施政方針といたします。

(市長降壇)

**○議長（手嶋源五君）** 以上で、施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日市長から、議案40件の送付を受けたほか、議会運営委員会より発議案3件が提出されました。

これを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

**○市長（森田俊介君）** 本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、当初予算について12件、補正予算について6件、条例の一部改正及び条例の制定について13件、計画の変更及び策定について3件、市道上の事故による損害賠償について1件、市道路線の廃止及び認定について2件、指定管理者の指定について1件、字の区域の変更について1件、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合同規約の変更について1件、合計40件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、当初予算につきまして説明を申し上げます。

第1号議案平成25年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を272億4,000万円として、対前年度比19億4,000万円、7.7%の増となっておりますが、これは、国の経済対策への対応、国営両筑平野用水二期事業負担金、市立保育園施設建てかえに伴う補助金、災害復旧事業費等によるものです。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明を申し上げます。

市税は、固定資産税の減少が見込まれるものの、法人市民税の回復やたばこ税の県分からの委譲等による増が見込まれることから、対前年度比7,284万2,000円、1%の増となりました。

次に、一般財源等の中で、大きな割合を占める地方交付税と臨時財政対策債は、国が示した平成25年度の地方財政計画では、地方交付税が対前年度比2.2%の減、臨時財政対策債が1.3%の増、合計で1.3%の減となっております。これは、国家公務員と同様の職員給与削減分が計上されたこと等によるものであります。

本市においては、基準財政需要額のうち、公債費の伸びが見込まれるものの、税等の伸

びにより、基準財政収入額の増が見込まれること等による対前年度比3,000万円、0.3%の減となりました。このことから、歳入の根幹をなす市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は、1,934万2,000円、0.1%の微増となり、前年度とほぼ同水準となる財源を確保できました。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、甘木地域と朝倉地域の有線放送本体機器更新費や山田堰展望広場整備事業費の減等はあるものの、光通信サービス環境構築事業補助金、パソコン等更新経費、事業継続が決定した小石原川ダム関連の林道付替事業、参議院議員選挙経費の増により、2億1,165万9,000円、6.8%増の33億3,167万3,000円といたしました。

民生費は、市立保育園施設整備や介護施設整備の補助金、障害福祉サービス事業費等のほか、今年度も引き続き、小学校就学前の乳幼児に対する医療費の無料化に対する助成や若者の出会いを支援する縁結び事業の経費について計上いたしました。前年度より、4億8,646万9,000円、5.9%増の87億5,255万1,000円といたしました。

衛生費は、前年度から始まった不活化ポリオ等の予防接種によって、未成年の予防接種事業費が増となったこと、県南広域水道企業団への出資金が増となったこと等により、7,153万1,000円、2.9%増の24億9,905万9,000円といたしました。

農林水産業費は、農業の基盤整備として、平成17年度から進めております国営両筑平野用水二期事業のこれまでの負担金や、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金等の増により、11億2,750万8,000円、96%増の23億148万円といたしました。

商工費は、今年度も引き続き、中小企業者等事業融資資金貸付制度や、緊急経済対策中小企業応援保証料補給金を確保するとともに、プレミアム付き地域振興券発行事業の助成等により、2,070万5,000円、7.5%増の2億9,572万7,000円といたしました。

土木費は、市営松の木団地の第二期工事に着手いたしますが、前年度に第一期工事48戸が完成したことによる減、千代丸堤線や馬場口大町線事業費の減等により5億1,354万円、13.9%減の31億7,871万円といたしました。

消防費は、広域消防費負担金の増等がありますが、防火水槽設置工事の箇所数の減等により3,078万1,000円、3.4%減の8億7,574万9,000円といたしました。

教育費は、小中学校の耐震化事業として、三奈木小学校体育館、甘木中学校体育館及び南陵中学校校舎の実施設計費並びに秋月小学校校舎、久喜宮小学校校舎、志波小学校校舎、十文字中学校体育館及び比良松中学校技術室の耐震診断費を計上しています。このほか杷木中学校プール建設費、杷木学校給食センター改築のための実施設計費、小中学校パソコン更新経費、秋月郷土館管理活用経費等により、2億267万6,000円、8.3%増の26億3,313万3,000円といたしました。

災害復旧費は、昨年発生しました九州北部豪雨等による災害復旧事業経費を計上したことにより、3億772万6,000円、279.5%増の4億1,780万6,000円といたしました。

公債費は、対前年度比4,412万5,000円、1.7%増の25億9,384万6,000円といたしました。  
なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当職員から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして、説明申し上げます。

第2号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比51万8,000円、5%減の995万5,000円といたしました。

第3号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比200万9,000円、24.7%減の612万4,000円といたしました。

第4号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして対前年度比4,289万2,000円、0.6%増の77億5,643万9,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比457万1,000円、1.7%減の2億6,601万8,000円といたしました。

第5号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比2,520万3,000円、3.1%増の8億3,526万3,000円といたしました。

第6号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定におきまして対前年度比3億8,825万2,000円、7.5%増の55億6,936万2,000円といたしました。

介護サービス事業勘定におきましては、対前年度比37万1,000円、1.6%減の2,286万3,000円といたしました。

第7号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計予算につきましては、対前年度比1億2,013万4,000円、6%増の21億1,796万4,000円といたしました。

第8号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比2,606万2,000円、6.6%増の4億2,118万2,000円といたしました。

第9号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比177万5,000円、0.7%増の2億6,492万円といたしました。

第10号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の46万円といたしました。

次に、第11号議案及び第12号議案につきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第11号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億2,703万3,000円、支出に1億2,235万6,000円を計上いたしております。

また、資本的収入及び支出において、収入に753万2,000円、支出に2,324万8,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第12号議案平成25年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予算量として年間233万2,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に4億7,256万8,000円、支出に4億6,870万7,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入に1億6,380万2,000円、支出に2億2,797万3,000円を計上いたしておりますが、不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

次に、第13号議案から第18号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明を申し上げます。

第13号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算第9号につきましては、国の補正予算第1号に係る主なものとして、道路舗装や市営住宅外壁改修を行う社会資本総合整備事業、小中学校に設置する太陽光発電施設整備事業等を計上いたしました。

このほか、十文字中学校及び比良松中学校の校舎耐震事業が補助事業の対象となったこと等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ3億3,505万2,000円を追加し、予算総額を290億2,454万3,000円といたしました。

第14号議案平成24年度国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましては、事業勘定において、一般被保険者療養給付費から一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費への歳出予算の組みかえを行うとともに、異動等による職員人件費の減が見込まれることに伴い、補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ430万円を減額し、予算総額を81億4,544万4,000円といたしました。

第15号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する医療費負担金の増額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ799万9,000円を追加し、8億1,805万9,000円といたしました。

第16号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計補正予算第1号につきましては、前年度の地域支援事業交付金の確定に伴い、国・県に対する清算金等を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ109万8,000円を追加し、予算総額を51億8,220万8,000円といたしました。

第17号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、国の補正予算第1号に係る公共下水道の補助事業等を計上いたしましたが、規定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億8,246万6,000円を減額し、予算総額を18億1,536万4,000円といたしました。

第18号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号につきましては、国の補正予算第1号に係る農業集落排水施設の機能診断調査事業等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,440万7,000円を追加し、予算総額を4億1,917万7,000円といたしました。

次に、第19号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条

例の制定につきましては、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、既定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律が公布されたこと等に伴い、既定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定額の旅行雑費を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、固定資産税の税率を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市上秋月運動広場及び朝倉市福田運動広場を、朝倉市体育施設として設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物の処理手数料額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、既定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市秋月郷土館条例の制定につきましては、郷土の歴史及び民俗に関する資料並びに美術作品等を公開することにより、市民の学術及び文化の向上に資するとともに、郷土愛の醸成を図るため、朝倉市秋月郷土館を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定及び第30号議案朝倉市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）いわゆる「第1次一括法」により、道路法の一部が改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の

制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）いわゆる「第2次一括法」により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、第1次一括法により、河川法の一部が改正されたことに伴い、河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第32号議案朝倉市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年度から平成27年度までの、朝倉市過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第33号議案辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、佐田辺地及び黒川辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第34号議案第1次朝倉市総合計画後期基本計画の策定につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする、第1次朝倉市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第36号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第37号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に第38号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市たかき清流館条例第1条の規定に基づき朝倉市たかき清流館の指定管理者を指定するに当たり地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第39号議案字の区域の変更につきましては、県営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、田川地区清掃施設組合が、常勤の職員に対する退職手当の支給に対する事務を、共同処理する必要がなくなり、及び福岡県市町村災害共済基金組合が解散するため、平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合を脱退すること並びに、平成25年4月1日から下田川清掃施設組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することなどに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、本会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げますよう御了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば受け賜ります。総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） ただいま市長のほうで提案理由を説明をいたしました。その中で、5ページのところで、第12号議案のところ、業務の予定量とあるところを予定の予算と説明いたしました。正しくは、業務の予定量でございます。

それから、もう1カ所、9ページで第38号議案のところでございます。朝倉市たかき清流館条例第11条のところ1条と説明させていただきました。正しくは、ここに記載のとおり、条例第11条の規定であります。訂正方をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。なければ次に、発議案について議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 草場重正君登壇）

○議会運営委員長（草場重正君） ただいま議題となりました、発議案第1号、発議案第2号及び発議案第3号につきまして、議会運営委員会を代表し提案理由を簡潔に御説明申し上げます。

まず、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、法で定めていた事項を条例に委任する必要が生じたので、この条例を改正しようとするものであります。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてですが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとなったため、この規則を改正しようとするものであります。

最後に、発議案第3号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。発議案第2号で朝倉市議会会議規則の一部を改正することに伴い、既定の整理を行う必要が生じたので、この条例を改正しようとするものであります。以上、提案理由をご説明いたしました。皆様方におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(議会運営委員長 草場重正君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。発議案第1号、発議案第2号及び発議案第3号につきましては、緊急を要しますのでこれより質疑を行い、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

発議案考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いをいたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、発議案の質疑に入ります。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第3号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、発議案の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号ほか2件の審議を行います。それでは、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決しました。

次に、発議案第2号朝倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決しました。

次に、発議案第3号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。第1号議案については、予算審査特別委員会を設置しこれに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆様を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名されました19名の皆さんを、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第34号議案については、総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました、総合計画後期基本計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆様を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

○議長(手嶋源五君) 18番実藤輝夫議員。

○18番(実藤輝夫君) この総合計画後期基本計画審査特別委員会の設置につきましては、事前に全協でいろいろ説明があり、そして、設置することについては、良といたした経過があります。

しかしその後、この審査のやり方、あるいは委員会の構成、委員長が誰になるか、そういうものについては、議会全体としては一回の報告もあってないと私は承知いたしております。で、こういう形で議長から、議運の中で決定され、そしてもう、私たち議員の中には全然報告のないままに、これで御異議ありませんかと言われたって、これについては十分に審査・審議した上での上程でなければならぬと私は思いますが、いかがでしょうか。これ、設置については、やぶさかではありません。

これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長(手嶋源五君) 16番草場重正議員。

○16番(草場重正君) 本件につきましては、既に去年から、再三、皆様方にその経過等々お話をし、そして特別委員会を設置して、その中で協議していこうということで確認をしていたと思います。そして、その方法につきましては、これからよく御説明を全協でする予定にしております。

○議長(手嶋源五君) 今、確認をいたしました。ここでは、今、18番議員も了解いたしておりますけれども、この場では委員の選任をいたしまして、この後、特別委員会を終了後、開会をいたしまして、そこで今、おっしゃられましたようなことについての協議がなされるような運びとなっておりますのでございます。18番実藤輝夫議員。

○18番(実藤輝夫君) 例えば、予算決算委員会を設置する。特別委員会として。それについては良として、じゃあその特別委員会の委員構成、やり方、委員長選任、副委員長選任については、当然事前にやってきておるわけです。これが、議会の歴史的な経過です。で、その中での審議の中で、特別委員会設置については十分に全議員の意見をそんたくしながら、最終的には、議運という組織がありますので、そこにお任せするという形をとってまいりました。

で、決算委員会についてもいろいろ論議がありまして、副市長、出席するのかわらないのか、予算のときするかとか、いろいろな話がありましたけれども、現在の時点において、設

置するということについては良としてますが、全員19人、議長除く19人ということになれば、当然誰かその中から選ぶと、そういう構成になってくるということが、事前に話にあって、そして今からこの後、予算委員会の特別委員会の委員長設置、委員長選任、そういうことで話が出てくると思います。そういう流れの中に、今から全協の中で話が進んでいくという形で、これが一つの結論を出て、そしてこの中に予算委員会と同じような形で提起されるのが、今までの経過ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） はい、今申しましたように、予算委員会と同じように、この総合計画の特別委員会もこの後、開かれるようになってます。そこで、決定していただくと。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 議会のことですから、これ以上私も言いませんが、やはり手順、手続きというのがあるんです。やっぱりそれが、この今言った委員会設置、そして委員会構成については、今提起されて、今度はどういうやり方をしますかとか、どこで全体でやりますかとか、ま、そういう話、委員長の選任についても、例えば、予算委員会では、決算委員会では、副議長が委員長になるという慣例上のもので、私たちもそれを良として認めております。

しかし、ケースによっては、総務委員長になる場合もあろうし、必ずしもそういった慣例が全てを決めるという型ではありません。そういう論議をきちんとしたうえで、やっぱりこういう議案というものは、スムーズにいくように、そのために全協でのがあるわけですから、議会運営をスムーズに運営していくための話し合い期間として存在するものであるならば、事前にやるべきではなかったのかと。私はそれを言っているわけです。

そこに対してこれもきちっとやっていかないと、これが一つのケースになりまして、こういう問題がずっと続いていくならば、上で決定されました、私たちは承知してない、これが条例で出ます、あるいは議会は執行部の見解を良としましたという話がどんどん続いていきますよ。これだから議会としての本分が務まりますか、こういうことを私は、指摘をいたしております。

○議長（手嶋源五君） はい。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

---

午前11時31分再開

○議長（手嶋源五君） 再開いたします。

ただいま、18番実藤議員からの御意見につきましては、全員協議会で皆様方、御協議、御報告したとおりでございます。

それでは、ただいま設置されました総合計画後期基本計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名した

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを総合計画基本構想審査特別委員会委員に選任することに決しました。

失礼いたしました。総合計画後期基本計画審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。3月1日の会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、特に午前9時30分に繰り上げて開会することにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時33分散会